省　令

○文部科学省令第二十二号

国立研究開発法人理化学研究所に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月十二日

文部科学大臣　萩生田光一

国立研究開発法人理化学研究所に関する省令の一部を改正する省令

国立研究開発法人理化学研究所に関する省令（平成十五年文部科学省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（財務諸表） **第十条**　研究所に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細書とする。	（財務諸表） **第十条**　研究所に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は公布の日から施行する。

（財務諸表の作成に係る経過措置）

第二条　この省令による改正後の国立研究開発法人理化学研究所に関する省令第十条の規定は、令和二年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、同年三月三十一日以後最初に終了する事業年度に係るものについては、行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。